

電気用品の技術基準の解説

現状解説（解説本 第14版 663ページ）	見直し案	提案理由
別表第八 2項 (56) ジューサー、ジュースミキサー、フードミキサーおよびコーヒーひき機の解説 1. 本項は、ジューサー、ジュースミキサー、フードミキサーおよびコーヒーひき機に関する個別規格を定めたものである。 2～8 省略	1. 本項は、ジューサー、ジュースミキサー、フードミキサーおよびコーヒーひき機に関する個別規格を定めたものである。 2～8. 省略 9. 二項(イ)の表のうち、ジューサーの負荷「イ」の文中にある「時間」は、「2時間」とする。	

別表第八 2項 (56) ジューサー、ジュースミキサー、フードミキサーおよびコーヒーひき機の解釈

イ ～ハ項 省略

ニ 平常温度上昇

(イ) 運転試験

次の表の左欄に掲げる試験品の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる負荷を負荷した状態において、充電式のものであって充電していない状態で内蔵された電池によって^(解説5)運転することができるものにあつてはその電池を動作させ、その他のもの^(解説5)にあつては定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加えて同表の右欄に掲げる運転方法により運転した時の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所(同表7の測定箇所を除く。)にあつてはそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下、外郭にあつては65℃(基準周囲温度は、30℃とする。)以下であること。この場合において、速度調整装置を有するものにあつては、その速度調整装置のノッチを最高速度及び最低速度にセットし、それぞれ試験を行わなければならない。

試験品の種類	負荷	運転方法
ジューサー	イ ポリスチレンフォーム ^(解説6) の保温材であつて、縦が25mm、横が30mm、長さ20cmのものを時間 ^(解説9) 水中に浸したのち取り出し、これを食品投入口に入れ、荷重0.8kgの圧力をかけて運転するときの負荷 ロ イに掲げる負荷を負荷することができないものにあつては、表示された全負荷電流に等しい電流 ^(解説6)	連続定格のものにあつては各部の温度上昇がほぼ一定となるまで、短時間定格のものにあつてはその表示された定格時間に等しい時間が経過するまで連続して運転 ^(解説6) すること。
ジューサーミキサー	定格容量に等しい量の20℃の水容器に入れて運転するときの負荷	連続定格のものにあつては4分間運転し2分間停止する操作を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで繰り返し、短時間定格のものにあつては4分間運転し2分間停止する操作を表示された定格時間5分またはその端数ごとに1回の割合で算出した回数繰り返すこと。この場合において、運転を停止するごとに水を取り換えること。
その他のもの	表示された全負荷電流に等しい電流 ^(解説6)	連続定格のものにあつては各部の温度上昇がほぼ一定となるまで、短時間定格のものにあつてはその表示された定格時間に等しい時間が経過するまで連続して運転 ^(解説6) すること。

(ロ) 充電試験

充電式のものにあつては、電池を充電する状態において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで試験品に連続して加え、この間の各部の温度は、附表第四に掲げる値以下であること。「電池を充電する状態」とは、電池を機器が動作しなくなるまで放電させた状態をいう。ただし、鉛蓄電池にあつては、電池を完全に充電し、公称容量の1/2を放電した状態をいう。

ホ項以降 省略